

社会貢献推進企業の登録申請に関する質疑応答

問 1	物品購入等の競争入札参加資格の申請には、社会貢献推進企業の登録申請書の提出が必要ですか。また、未登録によるデメリットはありますか。
答	社会貢献推進企業の登録は、競争入札の参加資格とは別のものです。社会貢献推進企業の登録申請書は、登録を希望する方のみ提出してください。 また、社会貢献推進企業の登録の有無は、競争入札の参加資格には影響しません。
問 2	社会貢献推進企業の登録の手続きはどのようにしますか。
答	① 登録申請書は、旭川市ホームページ（入札・契約→入札制度・参加資格→登録・申請）又は契約課（総合庁舎6階，TEL 25-5736）で入手できます。 ② 登録申請書の受付期間、受付場所等は、物品購入等の競争入札参加資格審査の更新申請（3年毎）及び追加申請と同じです。
問 3	本店は旭川市外にありますが、社会貢献推進企業の登録はできますか。
答	会社所在地の登録要件は、旭川市内に本店、支店又は営業所等を有する企業ですから、市内に支店、営業所等があれば申請できます。
問 4	旭川市建設工事等競争入札参加資格者として登録していますが、社会貢献企業の登録はできますか。
答	社会貢献企業の登録では、購入や委託・賃貸借等を対象とした「物品購入等の競争入札参加資格」の登録があるか、又は登録申請中であることが要件ですから、建設工事等競争入札参加資格では申請できません。 「建設工事等競争入札参加資格者」を対象としないことについてですが、登録による優遇措置では、指名競争における優先指名や物品購入の優先発注を行うこととしていますが、建設工事では、指名競争入札を実施する案件が極めて少数であることから、優先指名等を行う機会が無いため、登録の対象としなかったところでは。
問 5	障害者の法定雇用率を満たしているのに、障害者雇用の推進で登録をしたいと思うが、問題はないですか。
答	① 社員が「障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項」に規定される人数未満の会社であれば、障害のある方を1人以上雇用していることで要件を満たしています。 ② 社員が「障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項」に規定される人数以上の会社の場合、「障害者の雇用率が障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第2項」の規定による率を上回っていることが必要です。

問 6	4月から新規雇用する従業員に障害のある人がいます。4月以降であれば、いつでも社会貢献推進企業の登録ができますか。
答	雇用状況については、毎年6月1日を基準日としています。 質問のケースでは、これまで障害者の雇用実績がなかったため、6月1日以降に申請の要件を満たすことになります。

問 7	「障害者雇用の推進」で社会貢献推進企業の登録を受けましたが、本人の退職により登録の要件を満たさなくなりました。登録はどうなりますか。
答	登録の有効期間は、原則3年間（競争入札参加資格の期間）としています。 ただし、質問の推進項目では、「障害のある方を現に雇用していること」を要件としていますから、この要件に該当しなくなった時点で登録を取り消すこととなります（競争入札参加資格は、影響なく有効です）。このため、市（総務部契約課）への届出をお願いします。 なお、他の「環境対策の推進」「子育て支援、男女共同参画の推進」については、ごみ減量等推進優良事業所等の認定状況や育児休業者の異動など、登録後の要件変更による取消はありません。

問 8	旭川市ごみ減量等推進優良事業所の認定により「環境対策の推進」で登録を考えています。認定は「ゴールド」「シルバー」「ブロンズ」の3段階ですが、優遇措置に違いはありますか。
答	優先指名及び物品購入の優先発注において、認定内容による違いを設ける考えはありません。

問 9	一般事業主行動計画の策定は、どのように行いますか。
答	行動計画は、平成17年4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」又は平成28年4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づくもので、受付窓口は北海道労働局雇用環境・均等部（Tel 011-709-2715）です。 行動計画には、計画期間、目標、目標達成のための対策と実施時期を盛り込み、「一般事業主行動計画策定・変更届」を道労働局に提出することになります。 行動計画の策定方法などの詳細情報は、道労働局のホームページ（雇用均等関係）で確認できます。 また、「策定・変更届」の写しは、道労働局に依頼し、提供を受けてください。 なお、行動計画の策定によって市の社会貢献推進企業の登録ができるのは、「次世代育成支援対策推進法」に基づく場合も、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく場合も、従業員が100人以下の企業としていますので注意してください。

問 10	介護休業制度の取得日数は、通算で計算してよいか。
答	取得日数は、介護休業を取得した従業員の過去5年間（申請日以前）の通算日数です。これが45日を超えている方が、一人でもいることが要件です。

問 11	当社では毎年、除雪業務を請け負っているが登録の対象とはならないのですか。
答	除雪業務等への積極的対応は、社会的な貢献度評価の対象となる取組ですが、この登録制度では対象としていないため、申請できません。